

金融庁防災業務計画

〔 金融庁訓令第 25 号 〕
〔 平成 13 年 1 月 6 日 〕

第 1 章 総 則

（目的）

第 1 条 この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 23 号。以下「基本法」という。）第 36 条第 1 項、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号。以下「地震法」という。）第 6 条第 1 項及び東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 6 条第 1 項の規定に基づき、金融庁の所掌事務について、防災に関し採るべき措置の基本を定めるとともに、地域防災計画の作成のための基準を示すことを目的とする。

（定義）

第 2 条 この計画において、「災害」、「防災」、「防災基本計画」又は「地域防災計画」とは、それぞれ基本法第 2 条に規定する災害、防災、防災基本計画又は地域防災計画をいい、「地震防災」、「地震予知情報」、「地震防災対策強化地域」又は「警戒宣言」とは、それぞれ地震法第 2 条に規定する地震防災、地震予知情報、地震防災対策強化地域又は警戒宣言をいう。

2 この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 関係機関 基本法第 2 条第 3 号から第 6 号までに規定する指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに都道府県をいう。
- 二 各部局 金融庁組織令（平成 10 年政令第 92 号）第 1 条に規定する各部局、金融庁設置法（平成 10 年法律第 130 号）第 19 条に規定する証券取引等監視委員会事務局並びに公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号）第 41 条に規定する公認会計士・監査審査会事務局をいう。
- 三 財務局等 財務省設置法（平成 11 年法律第 95 号）第 12 条及び第 14 条に規定する財務局及び財務支局をいう（内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 43 条に規定する沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）。

（実施の基本方針）

第 3 条 この計画を実施するに当たっては、関係機関の行う防災活動との間の緊密な連絡調整を図ることにより、防災活動の総合的な推進に寄与するよう努めるも

のとする。

第2章 防災体制の確立

(災害対策本部)

第4条 内閣府特命担当大臣（内閣府設置法第11条に規定する特命担当大臣をいう。以下「大臣」という。）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害の規模その他の状況を勘案して特別の必要があると認めるときは、第14条に規定する地震災害警戒本部を設置する場合を除き、直ちに大臣を長とする金融庁災害対策本部又はそれに準じる対策機関（以下この条において「金融庁災害対策本部等」という）を設けるものとする。

- 2 前項の金融庁災害対策本部等の名称、組織、処理する事務の内容その他の必要な事項については、別紙1に定めるところによる。
- 3 金融庁災害対策本部等は、財務局及び日本銀行の関係機関と密接に連携をとりながら、防災活動の適切な運営を図るものとする。

第5条 大臣が指揮がとれないときは、内閣府副大臣が金融庁対策本部の長の職を代行するものとする。

- 2 内閣府副大臣がその職務を代行し得ないときは、内閣府副大臣政務官、金融庁長官（以下「長官」という。）、総務企画局長、総括審議官の順で指揮をとるものとする。

(連絡体制及び参集体制)

第6条 災害対策本部の構成員（あらかじめ定める代理となる者を含む。）は、携帯電話を携帯すること等により常時連絡が取れるようにするものとする。

- 2 前項の構成員は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、即時に参集できるよう、平常時から、金融庁への複数の交通手段を確認しておくものとする。
- 3 総務企画局総括審議官、同局総務課長、同局政策課長、同局総務課総務係、同局政策課総括第一係、同局市場課総務係、監督局総務課総務係、同局総務課協同組織金融室信用組合第一係、同局銀行第一課総務係及び同局銀行第二課総括係の指定された者は災害発生後即時に参集し、必要な情報収集及び連絡等を行うものとする。

(防災業務実施要領の作成)

第7条 財務局長（財務局等の長をいう。以下同じ。）は、法令に基づき長官より委任されている権限に関する事務につき、この計画に定める基準に準じて、防災業務実施要領を作成するものとする。

（防災活動体制の整備）

第8条 各部局の長は、この業務計画を的確かつ円滑に実施するため、職員に対する防災及び安全に関する知識の普及、通信手段の多様化を含む通信施設の充実、災害が発生した場合における情報の収集及び伝達機能の強化、非常参集体制の整備、庁舎管理体制の確立、各部局相互間の連絡の確保、非常用発動機及び燃料の確保、食料、飲料水、医薬品等生活必需品の適切な備蓄、避難地、避難路等の確認、その他防災活動の整備に努めるものとする。

（防災訓練の実施）

第9条 長官は、関係機関と連携しながら、災害発生時の参集等の訓練、金融庁対策本部を設置、運営するための訓練その他の金融庁の防災に関し必要と認める訓練を適時に実施するものとする。その際、国民保護措置に関する訓練との有機的な連携に配慮するものとする。

第3章 災害応急対策及び災害復旧

（応急措置の実施）

第10条 各部局の長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その所掌事務に関し、財務局及び関係機関と密接な関係を図りつつ、基本法、防災基本計画、業務計画その他関係法令等に基づき、災害の発生又は拡大の防止のための所要の応急措置を速やかに実施するものとする。

（金融に関する措置）

第11条 監督局長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、被災地を管轄する財務局長を通じて、現地における災害の実状及び応急資金の需要状況等に応じ、適当と認める機関又は団体と緊密な連絡をとりつつ、必要と認める範囲内で、預金等取扱金融機関に対し、次の各号に掲げる措置を適切に講じるよう要請するものとする。

- 一 災害関係の融資に関する措置（災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続の簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずることをいう。）

二 預貯金の払戻し及び中途解約に関する措置（預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した預貯金者については、り災証明書の提示その他実情に即する簡易な確認方法をもって被災者の預貯金払戻しの利便を図ること、及び事情やむを得ないと認められる被災者については、定期預金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金を担保とする貸出に応ずる等の適宜の措置を講ずることをいう。）

三 手形交換、休日営業等に関する措置（災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても適宜配慮すること、並びに窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを行う等、被災者の便宜を考慮した措置を講ずることをいう。）

2 監督局長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、被災地を管轄する財務局長を通じて、現地における災害の実状及び応急資金の需要状況等に応じ、適当と認める機関又は団体と緊密な連絡をとりつつ、必要と認める範囲内で、保険会社に対し、生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込みについては、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずることを要請するものとする。

（証券に関する措置）

第12条 監督局長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、被災地を管轄する財務局長を通じて、現地における災害の実状及び応急資金の需要状況等に応じ、適当と認める機関又は団体と緊密な連絡をとりつつ、必要と認める範囲内で、証券会社等に対し、印鑑を紛失した場合の拇印による預り金の払出しや有価証券の売却代金の即日払い等、被災者顧客に対する便宜を考慮した適時的確な措置を講ずることを要請する。

2 総務企画局長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、被災地を管轄する財務局長を通じて、又は直接に、現地における災害の実状等に応じ、適当と認める機関又は団体と緊密な連絡をとりつつ、必要と認める範囲内で、証券取引所、金融先物取引所、証券業協会、保管振替機関、振替機関及び清算機関に対し、売買立会時間の臨時変更、振替請求の制限及び株券交付の制限等を行うことにより、参加者等の売買取引及び決済についての業務に支障が出ないよう考慮した適時的確な措置を講ずることを要請する。

（実施措置等の報告）

第13条 各部局の長は、その所掌事務に係る災害が発生したときは、速やかに当

該災害の状況、実施された措置及びその実施状況を長官に報告するものとする。

(被災者に対する的確な情報提供等)

第14条 各部局長は、その所掌事務に係る災害が発生したときは、次に掲げる措置を適切に行うものとする。

- 一 各部局長が講じている施策に関する情報を適切に被災住民等に提供すること。
- 二 必要に応じ関係機関等と協力して、速やかに、被災住民等からの問い合わせに総合的に対応すること。

第4章 地震防災強化計画

(地震予知情報等の伝達)

第15条 地震予知情報及びこれに関する情報については、別紙2に定めるところにより、迅速かつ的確に職員へ伝達するものとする。

(地震災害警戒本部の設置)

第16条 大臣は、警戒宣言が発せられたときは、金融庁に金融庁地震災害警戒本部を設けるものとする。

- 2 前項の金融庁地震災害警戒本部の名称、組織、処理する事務の内容その他の必要な事項については、別紙3に定めるところによる。
- 3 金融庁地震災害警戒本部が設置された場合には、この計画の第5条の規定を準用するものとする。この場合において、「対策本部」とあるのは、「地震災害警戒本部」と読み替えるものとする。

(警戒宣言時の情報提供)

第17条 各部局長は、警戒宣言が発せられた場合において、それぞれの所掌事務の運営について必要があると認めるときは、報道機関等を通じて適時適切に情報提供を行うものとする。

(金融及び証券対策)

第18条 監督局長は、警戒宣言が発せられたときは、管轄区域内に地震防災対策強化地域の一部を含む財務局長を通じて、必要に応じて、適当と認める機関又は団体と緊密な連絡をとりつつ、預金等取扱金融機関に対し、その業務の円滑な遂行を確保するため、次の各号に掲げる措置を適切に講じるよう要請するものとする。

る。

一 必要最小限の業務以外の業務を停止し、状況に応じて、継続された業務の営業を平穩裡に停止に移行する等、適切な応急措置

二 前号の措置を講ずる場合において、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機において預金の払戻しを継続する等、居住者の日常生活に極力支障をきたさないような措置

三 発災後の業務の円滑な遂行を確保するための、重要書類及び物品等の安全確保並びに要員の配置等についての適切な応急措置

四 前三号に掲げるほか、地域の金融上の混乱の未然防止に十分配慮した措置

2 監督局長は、警戒宣言が発せられたときは、管轄区域内に地震防災対策強化地域の一部を含む財務局長を通じて、必要に応じて、適当と認める機関又は団体と緊密な連絡をとりつつ、保険会社に対し、保険契約の取扱いを行わないものとする等、適切な応急措置を講ずることを要請するものとする。

3 監督局長は、警戒宣言が発せられたときは、管轄区域内に地震防災対策強化地域の一部を含む財務局長を通じて、必要に応じて、適当と認める機関又は団体と緊密な連絡をとりつつ、証券会社等に対し、その業務の円滑な遂行を確保するため、次の各号に掲げる措置を適切に講じるよう要請するものとする。

一 必要最小限の業務以外の業務を停止し、状況に応じて、継続された業務の営業を平穩裡に停止に移行する等、適切な応急措置

二 発災後の業務の円滑な遂行を確保するための、重要書類及び物品等の安全確保並びに要員の配置等についての適切な応急措置

三 前二号に掲げるほか、地域の投資家保護に十分配慮した措置

4 総務企画局長は、警戒宣言が発せられたときは、管轄区域内に地震防災対策強化地域の一部を含む財務局長を通じて、又は直接に、必要に応じて、適当と認める機関又は団体と緊密な連絡をとりつつ、証券取引所、金融先物取引所、証券業協会、保管振替機関、振替機関及び清算機関に対し、その業務の円滑な遂行を確保するため、次の各号に掲げる措置を適切に講じるよう要請するものとする。

一 円滑な売買取引及び決済に支障が生じないようにするための、決済時限の変更又は決済条件の変更等、適切な応急措置

二 前号に掲げるほか、参加者等の売買取引及び決済の円滑な遂行に十分配慮した措置

(報告)

第19条 各部局の長は、次に掲げる事項を正確かつ迅速に金融庁地震災害警戒本部に報告するものとする。

- 一 前条に定める措置の実施状況
 - 二 その他必要と認める事項
- 2 前項に規定する報告の経路及び方法については、第12条の規定を準用する。

(防災教育)

第20条 長官は、職員に対して次の事項を中心とする地震防災上の教育を実施し、地震防災に関する知識が徹底するよう努めるものとする。

- 一 地震及び津波に関する一般的な知識
- 二 警戒宣言の性格及びこれに基づき採られる措置の内容
- 三 地震予知情報等が出された場合及び地震が発生した場合に具体的に採るべき行動に関する知識及び職員が果たすべき役割
- 四 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識及び今後取り組む必要のある課題

第5章 地域防災計画の作成の基準

(地域防災計画の作成の基準)

第21条 各部局の長は、地域防災計画の作成に関し、第3章の規定の趣旨に沿うよう都道府県防災会議等を指導するものとする。

第6章 補 則

(証券取引等監視委員会及び公認会計士・監査審査会)

第22条 金融庁設置法第6条に規定する証券取引等監視委員会及び公認会計士法第35条に規定する公認会計士・監査審査会は、所掌事務の実情に即して防災に関する体制の整備に努めるものとする。

(防災業務計画の見直し)

第23条 長官は、毎年防災業務計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

(実施の細目)

第24条 この業務計画に定めるもののほか、防災に関し採るべき措置の細目について必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成１３年１月６日から施行する。

附 則（平成１６年３月１９日金融庁訓令第６号）

この訓令は、平成１６年４月１日から施行する。

附 則（平成１６年７月１日金融庁訓令第４０号）

この訓令は、平成１６年７月１日から施行する。

附 則（平成１６年１２月１５日金融庁訓令第５６号）

この訓令は、平成１７年１月１日から施行する。

附 則（平成１７年１２月２２日金融庁訓令第５５号）

この訓令は、平成１７年１２月２２日から施行する。

(別紙 1)

金融庁災害対策本部設置運営要領

1. 目的

この要領は、金融庁防災業務計画（平成 13 年金融庁訓令第 25 号、以下「業務計画」という。）第 4 条第 2 項の規定に基づき、金融庁に金融庁災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設ける場合の名称、組織、処理する事務の内容その他必要な事項について定めることを目的とする。

2. 対策本部の名称

対策本部の名称は、災害の種類に応じて「金融庁〇〇対策本部」とする。

3. 対策本部の処理する事務

対策本部は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- イ 災害関係法令及び業務計画の規定に基づいて、各部局の行う災害応急対策及び災害復旧を推進するための施策の総合調整に関すること。
- ロ 非常災害に関する情報の収集及び伝達に関する事務の総括に関すること。
- ハ 基本法第 24 条に基づき設置される非常災害対策本部、同法第 28 条の 2 又は第 107 条に基づき設置される緊急災害対策本部その他の関係機関との連絡調整に関すること。
- ニ その他本部長が必要と認める事務

4. 対策本部の組織

・ 対策本部構成員

- イ 対策本部の長は、金融庁〇〇対策本部長（以下「本部長」という。）とし、対策本部の事務を総括する。
- ロ 対策本部に副本部長、本部員、幹事及び庶務担当職員（対策本部の庶務を処理するため、予め指名された関係部の職員をいう。）を置く。
- ハ 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。
- ニ 本部長、副本部長、本部員及び幹事は、別添に掲げる官職にある者をもって充てる。

・ 本部会議

- イ 対策本部に本部会議を置き、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

ロ 本部会議は、本部長が必要に応じて招集し、対策本部の処理する事務に関する重要事項の審議、調整等を行う。

- ・ 幹事会

イ 対策本部に幹事会を置き、総務企画局総括審議官及び幹事をもって構成する。

ロ 幹事会は、総務企画局総括審議官が必要に応じて招集し、対策本部の事務について審議、調整等を行う。

5. 対策本部の設置場所

対策本部は、金融庁庁舎内に設けるものとする。

但し、金融庁庁舎が被災により使用不能となったときは、本部長が適当と認める場所に設けるものとする。

6. 庶務

- ・ 対策本部の庶務は、総務企画局政策課において処理するものとする
- ・ 総務企画局政策課は、庶務担当職員の参集を求めることができる。

7. 対策本部構成員の参集

対策本部構成員は、参集の要請を受けたとき、対策本部設置の事実を知ったとき、又は非常災害が発生したときは、その所属する部に参集するものとする。

8. 対策本部の廃止

対策本部は、本部長が適当と認めたときに廃止するものとする。

(別添)

金融庁災害対策本部構成員

本部長	大臣
副本部長	副大臣
	大臣政務官
	長官
	総括審議官
本部員	総務企画局長
	総務企画局審議官
	総務企画局参事官
	検査局長
	監督局長
	証券取引等監視委員会事務局長
	公認会計士・監査審査会事務局長
	その他本部長が指名する者
幹事	総務企画局総務課長
	総務企画局総務課国際室長
	総務企画局政策課長
	総務企画局企画課長
	総務企画局企画課調査室長
	検査局総務課長
	監督局総務課長
	証券取引等監視委員会事務局総務検査課長
	公認会計士・監査審査会事務局総務試験室長
	その他副本部長が指名する者

(別紙 2)

金融庁における地震予知情報等の伝達の経路及び方法

1. 伝達の経路

金融庁における地震予知情報等の伝達の経路は、別図のとおりとする。

2. 地震予知情報等連絡担当者の設置及び登録

別図に示された各課の長は、あらかじめ勤務時間内及び勤務時間外において地震予知情報等の連絡に当たる者（以下「地震予知情報等連絡担当者」という。）を設けて、総務企画局政策課に登録しておくものとする。

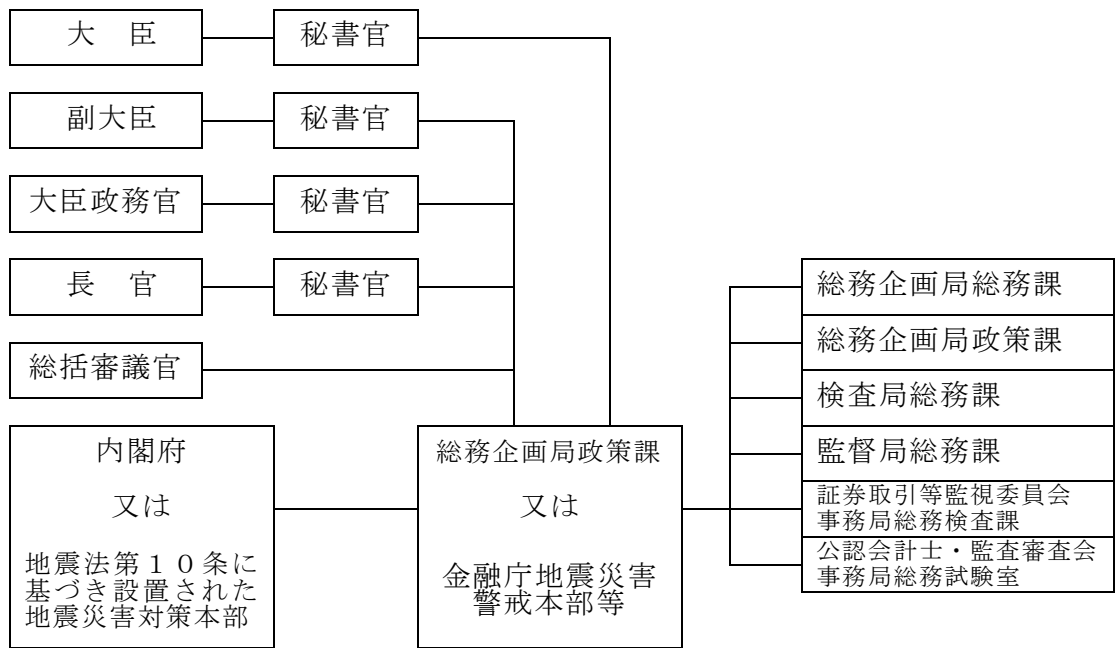
3. 地震予知情報等連絡担当者等の責務

- ・ 総務企画局政策課（金融庁警戒本部等が設置されたときは、金融庁警戒本部等。以下同じ。）は、地震予知情報等を受理したときは、地震予知情報等連絡担当者に当該地震予知情報等の伝達を行うものとする。
- ・ 地震予知情報等連絡担当者は、総務企画局政策課から地震予知情報等を受理したときは、それぞれ所属する部において迅速かつ的確に地震予知情報等の伝達を行うものとする。

4. 伝達の方法

総務企画局政策課又は地震予知情報等連絡担当者が地震予知情報等の伝達を行う場合には、通常の電話その他適当と認める方法により行うものとする。

(別図)



(別紙 3)

金融庁地震災害警戒本部設置運営要領

1. 目的

この要領は、金融庁防災業務計画（平成 13 年金融庁訓令第 25 号、以下「業務計画」という。）第 14 条第 2 項の規定に基づき、金融庁に金融庁地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設ける場合の名称、組織、処理する事務の内容その他の必要な事項について定めることを目的とする。

2. 名称

警戒本部の名称は、「金融庁地震災害警戒本部」とする。

3. 警戒本部の処理する事務

警戒本部は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- イ 災害関係法令又は業務計画の規定に基づいて、各部局の行う地震防災応急対策の実施に関する総合調整に関すること。
- ロ 地震法第 10 条に基づき設置される地震災害警戒本部その他の関係機関との連絡調整に関すること。
- ハ 広報に関すること。
- ニ その他本部長が必要と認める事務。

4. 警戒本部の組織

・ 警戒本部構成員

- イ 警戒本部の長は、金融庁地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）とし、警戒本部の職務を総括する。
 - ロ 警戒本部に副本部長、本部員、幹事及び庶務担当職員を置く。
 - ハ 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。
 - ニ 本部長、副本部長、本部員及び幹事は、別添に掲げる官職にある者をもって充てる。
- #### ・ 本部会議
- イ 警戒本部に本部会議を置き、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

ロ 本部会議は、本部長が必要に応じて招集し、警戒本部の処理する事務に関する重要事項の審議、調整等を行う。

- ・ 幹事会

イ 警戒本部の下に幹事会を置き、総務企画局総括審議官及び幹事をもって構成する。

ロ 幹事会は、総務企画局総括審議官が必要に応じて招集し、警戒本部の事務について審議、調整等を行う。

5. 警戒本部の設置場所

警戒本部は、金融庁庁舎内に設けるものとする。

6. 庶務

- ・ 警戒本部の庶務は、総務企画局政策課において処理するものとする。
- ・ 総務企画局政策課は、庶務担当職員（警戒本部の庶務を処理するため、予め指名された関係部の職員をいう。）の参集を求めることができる。

7. 警戒本部構成員の参集

警戒本部構成員は、参集の要請を受けたとき、警戒本部設置の事実を知ったとき又は警戒宣言が発せられたことを知ったとき、その所属する部に参集するものとする。

8. 警戒本部の廃止

警戒本部は、金融庁災害対策本部等が設置されたとき又は警戒宣言が解除されたときに廃止するものとする。

(別添)

金融庁地震災害警戒本部構成員

本部長	大臣
副本部長	副大臣
	大臣政務官
	長官
	総括審議官
本部員	総務企画局長
	総務企画局審議官
	総務企画局参事官
	検査局長
	監督局長
	証券取引等監視委員会事務局長
	公認会計士・監査審査会事務局長
	その他本部長が指名する者
幹事	総務企画局総務課長
	総務企画局総務課国際室長
	総務企画局政策課長
	総務企画局企画課長
	総務企画局企画課調査室長
	検査局総務課長
	監督局総務課長
	証券取引等監視委員会事務局総務検査課長
	公認会計士・監査審査会事務局総務試験室長
	その他副本部長が指名する者